



## 令和5年度認定こども園（1号認定）入園の申し込みについて

### 1号認定・・・幼児教育（午前9時～午後2時）のみを希望する場合

令和5年4月から、認定こども園（1号認定）の入園を希望される方の申込受付を次のとおり行います。

#### 1 受付期間・提出先

- 令和4年11月1日（火）から11月24日（木）まで
- 土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時00分から午後5時00分まで
- ひだまりこども園 胎内市十二天91番地5

#### 2 入園申込に必要な書類

- 教育・保育給付認定申請書  
別紙「認定こども園・保育園【施設型給付費】等教育・保育給付認定申請について、（裏面）記入例」を参考にご記入いただき、入園申込書類と併せて提出してください。
- 入園申込書（記入例を参考にしてください。）
  - ・ 令和4年1月1日現在保護者住所・転入又は転居年月日欄について  
令和4年1月1日現在の住所を必ず記入してください。現住所と同じ場合には「同上」と記入し、現住所と異なる場合は、転入した日又は転居した日を記入してください。
  - ・ 課税状況閲覧承認欄について  
副食費徴収の有無を確認するため、児童に係る世帯の課税状況を閲覧することを同意いただける場合は、記名・押印してください。同意いただけない場合は、世帯員全員の課税証明を添付してください。
- 口座振替依頼書  
副食費の納入にあたっては、口座振替をお願いしております。入園が決定した際に円滑な事務処理を行うため「預貯金口座振替依頼書」を入園申込書と併せて提出してください。

#### 3 入園の決定等について

- 入園決定の通知は、令和5年2月中旬を予定しています。
- 入園決定者につきましては、後日、面談をさせていただく場合があります。

#### 4. 利用者負担額（保育料・給食費・諸経費）について

- 3歳児から5歳児の保育料については無償となります。ただし、給食費（副食・主食）及び諸経費については実費徴収となります。  
※副食費については、市町村民税額また多子軽減制度等により免除となる場合があります。

#### 5 その他

- 令和4年1月1日現在、胎内市に住民票がなかった方について、個人番号（マイナンバー）の利用により、他の行政機関から入園に必要な情報提供を受けることができるため、課税資料を提出する必要はありません。
- 住民票の有無に関わらず、所得の確定申告等を行っていない方については、副食費徴収の有無を確認するため、所得情報が必要となりますので税担当課で申告くださるようお願いいたします。

記入例

認定こども園（1号認定）入園申込書

(ふりがな) 保護者氏名	たいない たろう 胎内 太郎	職業	会社員
(ふりがな) 児童氏名	たいない はなこ 胎内 花子	続柄	保護者の(長女)
児童生年月日	平成・令和元年 6月 10日生		
入園を希望する園	ひだまり こども園		
世帯主氏名	胎内 一郎		
保護者現住所	胎内市 新和町2番10号 自宅 (0254) 43 - 6111 電話 (090) 1234-5678 (母)		
令和4年1月1日 現在保護者住所	〇〇市△△町□番□号		
転入又は転居年月日	令和 4年 6月 1日		
副食費徴収の有無を確認するため私の世帯の課税状況を閲覧(確認)させることを認めます。 保護者氏名 胎内 太郎 (胎内)			
認定こども園(1号認定)への入園について、上記のとおり申し込みます。 令和4年11月 5日 保護者氏名 胎内 太郎			
社会福祉法人 愛宕福祉会理事長 様	課税状況の閲覧を承認いただけない場合は、課税証明(胎内市役所税務課で一通300円、世帯員分発行)を提出していただきます。		

現住所と変更がない場合は「同上」と記入してください。

日中連絡の取れる番号を記入して下さい。

令和4年1月1日現在の保護者住所と現住所が異なる場合、転入した日又は転居した日を記入して下さい。

※ 左記「記入例」を参考に記入し、この面を切り離して提出してください。

